

第 2 回協議事項：一部事務組合同規約（案）の内容について

第 1 回協議会の協議結果について

- 協議事項 1 事業実施主体
 - 「新たな一部事務組合の設立」で決定
- 協議事項 2 事業全体スケジュール
 - 「令和 9 年度中の新施設完成及び稼働」で決定
- 協議事項 3 共同処理事務（分別区分、収集運搬、整備する施設）
 - 第 2 回協議会で継続審議
 - ただし、収集運搬は各市独自対応で一致
- 協議事項 4 経費の負担割合
 - 第 2 回協議会で継続審議

地方自治法の規定について（抜粋）

一部事務組合の設立には、下記規定を設けた規約を制定する必要があります。
このため、規約に定めるべき項目について協議します。

（規約等）

第二百八十七条 一部事務組合の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- 一 一部事務組合の名称
 - 二 一部事務組合の構成団体
 - 三 一部事務組合の共同処理する事務
 - 四 一部事務組合の事務所の位置
 - 五 一部事務組合の議会の組織及び議員の選挙の方法
 - 六 一部事務組合の執行機関の組織及び選任の方法
 - 七 一部事務組合の経費の支弁の方法
- 2 一部事務組合の議会の議員又は管理者（第二百八十七条の三第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く第二百八十五条の一部事務組合にあつては、理事）その他の職員は、第九十二条第二項、第四百一条第二項及び第九十六条第三項（これらの規定を適用し又は準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該一部事務組合の構成団体の議会の議員又は長その他の職員と兼ねることができる。

【協議事項1】 名称について

一部事務組合の名称について協議します。

名称は、構成市や地域の総称及び設立の目的を組み合わせているケースが多い状況です。

1 県内状況

- 〇〇資源循環組合 1 団体
- 〇〇環境保全組合 2 団体
- 〇〇資源環境組合 1 団体
- 〇〇衛生組合 5 団体（衛生センター組合含む）
- 〇〇広域清掃組合 1 団体（行田市構成団体）
- 〇〇広域市町村圏組合 3 団体（ごみ処理以外も含めた広域行政）

2 名称（案）

	北埼玉	ほくさい	利根地域	行田市羽生市 (羽生市行田市)	行田羽生 (羽生行田)
資源循環組合					
環境保全組合					
資源環境組合					
環境資源組合					
環境組合					
衛生組合					
広域環境組合					
広域清掃組合					

【協議事項2】 構成団体について

基本合意に基づき、行田市及び羽生市とします。

【協議事項3】 共同処理する事務について【第1回継続審議】

1 規約規定（案）

- 1) 一般廃棄物処理施設の共同整備に係る計画の策定に関する事
- 2) 一般廃棄物処理施設の共同整備及び稼働後の管理運営に関する事
- 3) 前2号に附帯する業務

2 継続審議事項（分別区分及び共同整備する施設）

第1回協議会での両市の方針を踏まえ、「分別区分」及び「共同整備する施設」について継続協議します。

なお、「収集運搬」については、両市とも独自に実施とすることで一致しています。

第1回協議会の協議結果

・分別区分

行田市	羽生市
ペットボトル及び剪定枝は、資源化 プラスチックごみは、不燃ごみから可燃ごみに 変更 ※ 現在、資源リサイクル審議会で継続審議中	既存の分別区分を基本に、ごみ減量化のための 新たな資源化も視野に入れて検討中 プラスチックごみは、今後の国の動向を注視

・共同整備する施設

行田市	羽生市
可燃ごみ処理施設、不燃・粗大ごみ処理施設、 剪定枝資源化施設、リサイクル用ストックヤード	可燃ごみ、不燃・粗大ごみ処理施設は整備する 方針 ごみの減量化や資源化のための新たな施設の 共同整備について検討中

【協議事項4】事務所の位置について

事務所の位置について協議します。

施設の稼働までの事務所については、建設候補地を有する自治体の公共施設を使用する事例が多い状況です。

1 事務所位置（案）

【施設稼働前】

- ・行田市所有公共施設内（行田市役所など）

【施設稼働後】

- ・事業方式等を踏まえ、総合的に検討する

【協議事項5】議会の組織及び議員の選挙の方法について

組合議会の組織について協議します。

1 議員定数

1) 県内状況（議員1名に対する人口割合）について

1万人以下	4団体
1万人以上2万人未満	6団体
2万人以上3万人未満	2団体
3万人以上	1団体

2) 計画収集人口（平成30年度）

行田市 81,522人
羽生市 55,092人
合計 136,614人

3) 定数（案）

	案1	案2	案3	案4
人口割合	概ね1万人当たり1人	概ね1.5万人当たり1人	概ね2万人当たり1人	両市同数
組合全体	14	9	7	10
うち行田市	8	5	4	5
うち羽生市	6	4	3	5

2 選出方法

1) 県内状況

13団体全てにおいて、構成団体の議会の議員のうちから選挙

2) 選出方法（案）

構成市の議会の議員のうちから選挙

3 任期

1) 県内状況

13団体全てにおいて、構成団体の議会の議員の任期

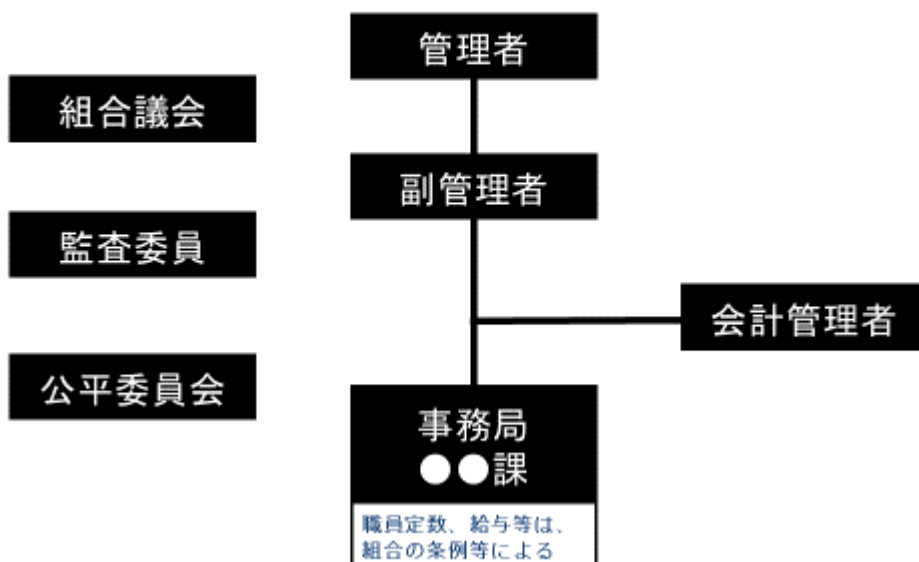
2) 任期（案）

構成市の議会の議員の任期

【協議事項6】 執行機関の組織及び選任の方法について

執行機関の組織について協議します。

組織体制イメージ（案）



1 管理者（特別職）

1) 県内状況

選任方法 協議による選出 10 団体

互選による選出 3 団体

任期 13 団体全てにおいて、構成市の長の任期

2) 選任方法（案） 協議による選出

3) 任期（案） 構成市の長の任期

2 副管理者（特別職）

1) 県内状況

選任方法 協議による選出 10 団体

互選による選出 3 団体

任期 13 団体全てにおいて、構成市の長の任期

2) 選任方法（案） 協議による選出

3) 任期（案） 構成市の長の任期

3 会計管理者（一般職）

1) 県内状況

選任方法 13 団体全てにおいて、管理者が任命

選出区分 管理者の属する団体の会計管理者が併任 11 団体

副管理者の属する団体の会計管理者が併任 2 団体

2) 選任方法（案） 管理者が任命

3) 選出区分（案） 管理者の属する団体の会計管理者が併任

4 職員

1) 県内状況

定数及び給与 13 団体全てにおいて、組合の条例で定める

2) 定数及び給与（案） 組合の条例で定める

ただし、当面の間は両市からの派遣職員とする

5 監査委員

1) 県内状況

定数 13 団体全てにおいて、2 人

任期 議員の任期又は4年 12 団体

議員の任期又は2年 1 団体

選出区分 13 団体全てにおいて、組合議員及び識見を有するもの

2) 定数（案） 2 人

3) 任期（案） 議員の任期又は4年

4) 選出区分（案） 組合議員及び識見を有するもの

【協議事項 7】経費の支弁の方法について【第 1 回継続審議】

1 規約規定（案）

- 1) 組合の経費は、構成市の負担金及び組合の事業により生ずる収入及びその他の収入をもってこれに充てる。
- 2) 前項の負担は、次の割合をもって構成市が負担する。
均等割 〇〇%
人口割 〇〇%
- 3) 前項の基礎となる人口は、当該年度の初日の属する年の 1 月 1 日現在における住民基本台帳人口とする。
- 4) 第 2 項の規定は、共同整備する施設の供用開始の日の翌年度以後、人口割をごみ量割に読み替える。
- 5) 前項のごみ量割の基礎となるごみ量は、当該年度の前年の 1 月 1 日から 1 2 月末までに組合が処理をしたごみの量とする。

2 継続審議事項（経費の負担割合）

第 1 回協議会での両市の方針を踏まえ、「経費の負担割合」について継続協議します。

第 1 回協議会の協議結果

・経費の負担割合

行田市	羽生市
施設整備費は、均等割 30%、人口割 70% 稼働翌年度から、人口割をごみ量割に読み替える 用地取得費及び周辺環境整備費の負担は、施設整備費の扱いとする	施設整備費は、均等割 10%、人口割 90% 稼働翌年度から、人口割をごみ量割に読み替える 用地取得費及び周辺環境整備費の負担は、施設整備費の扱いとする